

ネオトレAPⅠ取扱規程

株式会社 SBI ネオトレード証券

2024年7月4日

ネオトレAP I 取扱規程

(規程の趣旨)

第1条

この規程（以下、「本取扱規程」といいます。）は、お客様が当社のネオトレAP I（以下、「本ツール」といいます。）を利用して行う当社取扱商品の証券取引の注文（以下、「取引注文」といいます。）や情報取得に関する取り決めです。

(投資助言・代理業に関する考え方)

第2条

当社は、金融商品取引法に基づく投資助言・代理業の登録を受けておらず、有価証券の価値等または金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関し、お客様から報酬をいただくことはございません。また、本ツールの利用について、別途、システム利用料や特別な取引手数料等の費用をお客様にご請求することもしません。

(本ツールの内容)

第3条

本ツールは、当社の証券オンライン取引システム（以下、「本システム」といいます。）の情報取得機能および注文機能を、お客様が作成した Microsoft Excel®（Microsoft® Excel®は、米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における登録商標または商標です。以下、「Excel」といいます。）ファイル等で外部利用できるアドインツールおよびアプリケーションツールです。

(本ツールの利用)

第4条

1. お客様は、当社所定の申込フォームに必要事項を記載の上、本ツールの利用を申し込み、かつ当社がそれを承諾した場合に限り、本取扱規程に基づき本ツールを利用することができます。
2. 当社は、本ツールを無償で提供いたします。
3. お客様は、本ツールの利用にあたり、当社ホームページ記載のトレードツール推奨動作環境を確認し、同環境の下で本ツールを利用するものとします。

(法令等の遵守)

第5条

お客様および当社は、本ツールを利用するにあたり、法令ならびに日本証券業協会および金融商品取引所の諸規則等を遵守するものとします。

(利用時間)

第6条

お客様が本ツールを利用できる時間は、「証券オンライン取引取扱規程」の定めに従うものとします。

（取引の種類）

第7条

お客様が本ツールを利用して取引注文を行うことができる商品および取引の種類は、「証券オンライン取引取扱規程」の定めに従うものとします。

ただし、NISA（少額投資非課税制度）口座取引については、本ツールを利用した発注はできません。

また、委託保証金率 30%に指標の倍率を乗じた率となる E T F（以下、レバレッジ・インバース E T F と呼ぶ）銘柄群について、当社が増担保など規制銘柄とみなす銘柄に一銘柄でも該当した場合、レバレッジ・インバース E T F 銘柄群全体の新規建て注文、および建玉返済注文が発注できなくなる場合があります。

（取扱銘柄）

第8条

お客様が本ツールを利用して取引注文を行うことができる銘柄は、「証券オンライン取引取扱規程」の定めに従うものとします。

（注文の受付）

第9条

1. 本ツールを利用して行う取引注文は、「証券オンライン取引取扱規程」に基づき、当社が定める方法により、お客様がその注文内容を確認し、当社がその注文を受け付けたことを本システム上に表示した時点で、受付が完了したものとします。よって、本ツールにおける注文の受託は、Excel 上で条件入力を行った時点ではなく、注文内容を当社の本システムが受け付けた時点をもって、完了するものとします。
なお、買付可能額、新規建余力や残高の確認等は、Excel 上での条件入力時には行わず、本システムによる注文の受付時点で行います。
したがって、注文の受付時点において、取引可能な預り金、信用取引の保証金や有価証券の残高が不足している場合、本ツールからの注文は無効となり、当該注文は受託されません。
2. 公的判断または当社判断により、銘柄別に制限措置が発表され、本システムにて取引規制が設定された以下の注文については、本システムにおいて受け付けることのできるものであったとしても、本ツール上では発注できない場合があります。
 - 1) 当社が増担保とみなす銘柄の新規建て注文、および建玉返済注文
 - 2) 新規建禁止銘柄の新規建て注文、および建玉返済注文
 - 3) 現引停止措置、申込株数制限措置等の銘柄の建て注文、および建玉返済注文
 - 4) 注意喚起銘柄の新規建て注文、および建玉返済注文
 - 5) 即金規制銘柄の現物買付注文、現物売却注文、新規建注文、および建玉返済注文
 - 6) 代用掛目制限銘柄の現物買付注文、現物売却注文、新規建注文、および建玉返済注文
 - 7) 公募増資・売出のファイナンス期間中銘柄の現物買付注文、現物売却注文、新規建注文、および建玉返済注文

- 8) 新規上場銘柄の成行呼値禁止解除前の現物買付注文、現物売却注文、新規建注文、および建玉返済注文
- 9) その他、やむを得ない事由により、当社が制限した注文

- 3. お客様が本ツールを通じて取引注文を行う場合、お客様が当社の「証券総合取引約款・規程集」に定める「最良執行方針」および「金融サービス提供法に係る重要事項のご説明」、取引にかかる手数料その他の費用ならびに「証券オンライン取引約款・規程集」に定める売買制限措置その他の注意事項について全て了諾し、併せて内部者取引に該当しないことを確認したものとみなします。

(取引注文の取消および変更)

第10条

本ツールを利用した取引注文は、本システムが受け付けた時点で注文の受託が完了することから、その取消および変更は、「証券オンライン取引取扱規程」の定めに従うものとします。

また、本ツールを利用した取引注文の受託が完了する前の時点においても、システム障害、またはやむを得ない事由により、お客様が発注した取引注文の全部、若しくは一部が取り消されるか、または事前に(やむを得ない場合は事後速やかに)お客様に通知の上で取り消す場合があります。

(本ツールのシステム負荷制御)

第11条

本ツールは大量のAPIリクエストをプログラミングすることが可能であるため、ネットワーク機器およびサーバにおいて、通信量の制御を行っております。

通信量制御の閾値については、セキュリティ上の観点から開示いたしません。

同制御に抵触した場合、一定時間APIリクエストへの応答が行われません。

(本ツールのカスタマーサポート対応)

第12条

カスタマーサポートセンターでは、本システム上で受付済の注文についての内容確認は承りますが、お客様が作成されたExcelプログラムや本ツールの使い方に関するご質問については対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。本ツールを使うにあたっては、当社作成の本ツール利用マニュアルをご参照ください

(訂正処理等)

第13条

当社はお客様に対し、本ツールを通じて情報取得機能および注文機能を提供いたしますが、一方で、お客様ご自身が操作されたExcelおよび本ツールの挙動について、当社が保証することはできず、検証することもできません。

したがって、次の事由が生じた場合でも、約定取消・約定訂正等の訂正処理等(以下、「訂正処理等」といいます。)の対応はできかねます。

- 1. Excelの条件入力の内容(以下、「条件内容」といいます。)に合致したが、当社の本ツールの不具合またはその他の理由により、注文が発注されなかった場合ま

- たは発注が遅延した場合
2. 本ツールの時価情報が誤っていたことにより、お客様が誤認して条件入力を行った場合
 3. 本ツールの時価情報が誤っていたことにより、本来合致すべきではない条件内容に合致し注文が発注された場合
 4. 本ツールの時価情報が誤っていたことにより、本来合致すべき条件内容に合致せず注文が発注されなかった場合
 5. 本ツールの発注の遅延後に注文が約定した場合またはお客様の意思と異なる注文が発注後に約定した場合
 6. その他、上記に類するシステム障害等が発生したことにより、条件入力ができなかった場合、注文が発注されなかった場合、発注が遅延した場合またはお客様の意思と異なる注文が発注された場合

(本ツール生成データについて)

第14条

本ツールは、作成時点までの最も信頼できると判断される各種情報、データに基づいて提供していますが、その正確性、完全性、適時性等について、当社および情報提供会社が何ら保証するものではありません。

(本ツール転用の禁止)

第15条

お客様はご自身が本取扱規程に従い本ツールを利用する場合のほか、本ツールを複製、加工または再利用（再配信）することはできません。

また、本ツールを第三者に販売、譲渡、質入、貸与または頒布することはできません。

(本ツールの権利)

第16条

本ツールに関する著作権等の知的財産権は、当社および情報提供会社その他当社が指定する会社に帰属するものとします。

(システム障害)

第17条

本ツールにおいて障害が発生し、お客様が本ツールを通常の方法により利用できなくなった場合、当社はその概要、注文の取扱い等について、ホームページ、または取引画面内の「お客様へのお知らせ」画面、「お客様へのご連絡」画面等において公表するものとします。

(免責事項)

第18条

1. 当社は、当社に故意または重過失があった場合を除き、次に掲げる事由により生じたお客様の損害および損失について、その責任を負わないものとします。
 - 1) 天災地変・政変等・不可抗力と認められる事由により生じた損害および損失
 - 2) 取引市場の閉鎖または規則の変更等の事由により生じた損害および損失

- 3) インターネット等の電磁的通信、または電信・郵便の誤謬、遅滞等、当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害および損失
- 4) 本ツールにおいて、本ツールがお客様のパスワードまたは取引暗証番号等の一致を確認して行われた取引注文により生じた損害および損失
- 5) お客様、当社または市場関係者や第三者が提供するコンピュータのハードウェアまたはソフトウェアの故障や誤作動（次に掲げる事由を含みますが、これらに限られません。）、本取扱規程第4条第3項に定める環境以外での取引、本取扱規程第11条に基づくシステム負荷制御、システムメンテナンスその他本ツールに係るネットワーク、オンライン等の取引に関する一切のシステムに係るリスクにより生じた損害および損失
 - ① お客様ご自身のパソコンその他のデバイス、Excel もしくは本ツールの不具合、通信環境またはその他の理由により注文が発注されなかった場合または発注が遅延した場合
 - ② お客様ご自身のパソコンその他のデバイス、Excel もしくは本ツールの不具合、通信環境またはその他の理由により、お客様の意思と異なる注文が発注された場合
 - ③ お客様ご自身のパソコンその他のデバイス、Excel の不具合、通信環境またはその他の理由により、条件入力を取り消されたかまたは取り消した場合
 - ④ システム障害、またはやむを得ない事情により、本ツールを利用して行う取引注文について、本システムでの受付を一時停止した場合
- 6) カスタマーサポートセンターの回答により生じた損害および損失
- 7) 本取扱規程第13条各号に規定する事由により生じた損害および損失
- 8) 本ツールにより生成されたデータの正確性、完全性、適時性等に不備があったことにより生じた損害および損失
- 9) お客様が当社の定める方法により本ツールを通じて行い、当社が処理を行った金銭授受に関する処理の遅延その他の当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害および損失

2. 当社は、当社に故意または重過失があった場合を除き、前項の定める事由により、取引の注文および執行がお客様の希望する内容で行われない場合も、約定取消・約定訂正等の訂正処理等に応じる義務を負いません。

（本ツール利用の制限）

第19条

当社は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合、お客様の本ツールの利用を制限することがあります。

- 1) 当社が認めていないプログラムの使用等により、当社のシステムまたは他のお客様に影響を及ぼすと当社が判断した場合
- 2) 故意過失の有無にかかわらず、通常の想定を超えるシステム負荷がかかるような利用を行った場合
- 3) 利用目的を逸脱していると当社または情報提供会社が判断した場合
- 4) 故意過失の有無にかかわらず、インサイダー取引または相場操縦取引その他不公

- 正取引を行った場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合
- 5) 本取扱規程その他当社が定める約款・規程等に違反したと当社が判断した場合
 - 6) 本取扱規程第 23 条に基づく本取扱規程の変更について、お客様から同意いただけない場合
 - 7) その他お客様の本ツール利用が不適当であると当社が判断した場合

(本ツールの利用の解除)

第 20 条

次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、お客様の本ツールの利用を解除するものとします。

- 1) お客様が当社の定める方法により、本ツールの利用解除の申し出を行った場合
- 2) お客様が、当社の業務の遂行、維持を妨げる方法により、本ツールの利用を行ったと当社が判断した場合
- 3) 当社が認めていないプログラムの使用等により、当社のシステムまたは他のお客様に影響を及ぼすと当社が判断した場合
- 4) お客様が当社の判断により、本ツールの内容または利用方法について理解不足であると判断した場合
- 5) 本取扱規程その他当社が定める約款・規程等に違反したと当社が判断した場合
- 6) やむを得ない事由により、当社が本ツールの利用解除を申し出た場合
- 7) その他お客様の本ツール利用が不適当であると当社が判断した場合

(本ツールの変更等)

第 21 条

当社は、当社が必要と判断した場合には、お客様に通知することなく本ツールの内容をいつでも変更し、または本ツールの一部もしくは全部の提供を中止することができるものとします。

(準拠法・裁判管轄)

第 22 条

本取扱規程の準拠法は、日本法とします。また、本ツールの利用または本取扱規程に関する紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄とします。

(規程の変更)

第 23 条

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、その効力発生時期を定めた上で、本取扱規程を変更する旨および変更後の本取扱規程の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法にて公表または通知することにより、本取扱規程を変更できるものとします。
 - 1) 本取扱規程の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき
 - 2) 本取扱規程の変更が、本取扱規程の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2. 前項に定める効力発生時期以降は、当該変更内容が適用されるものとします。
3. 前二項の定めにかかわらず、当社は、お客様の同意が得られた場合、本利用規程を変更することができます。なお、かかる変更に同意いただけないお客様については、本ツールの利用を制限することがあります。前二項の定めにかかわらず、当社は、お客様の同意が得られた場合、本利用規程を変更することができます。なお、かかる変更に同意いただけないお客様については、本ツールの利用を制限することがあります。

附 則

この規程は、2024年3月8日より施行する。

この規程は、2024年6月3日より一部改訂施行する。

この規程は、2024年7月4日より一部改訂施行する。